

週休2日制工事実施要領

(目的)

第1条 建設業の持続的な発展のため、建設現場における労働環境の改善、将来の担い手の確保に向けた取組みの一つとして、発注者が対象工事を指定する（発注者指定型）週休2日制工事を実施する。

(用語の定義)

第2条 本要領における用語は次のとおり定義する。

- (1) 休工 現場安全点検や保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、現場事務所での事務作業を含めて、1日を通して現場や現場事務所が閉所された状態をいう。
- (2) 休工対象日 休工の曜日及び理由にかかわらず休工した日とし、対象期間の全日数の28.5%（8/28）以上の日数とする。なお、天候（降雨・積雪等）により休工した日も、休工と認める。

(対象工事)

第3条 愛知中部水道企業団の発注工事で、令和6年4月1日以降に新規に契約する工事を対象とする。ただし、以下のいずれかに該当する工事は除く。

- (1) 公共建築工事、土木工事電気通信及び機械設備積算基準を適用する工事
- (2) 著しく施工期間が短い工事
- (3) 通年維持工事等小規模な現場が点在する工事
- (4) 緊急の応急復旧工事
- (5) 現場条件等によって工期変更が生じかねない不確定要素があり、週休2日の確保が困難な工事
- (6) 経費補正後の予定価格が1,000万円未満の工事

(週休2日の確保)

第4条 週休2日制工事は、次の対象期間において休工対象日に休工を実施する。

2 対象期間

契約締結日の翌日（余裕期間制度を適用して発注する工事は工事開始日）から工事完了日までとする。ただし、次に掲げる期間（以下「非対象期間」という。）は対象期間から除く。

- (1) 準備期間（契約締結日の翌日から施工を開始するまでの期間で、現場事務所等の設置、測量はこの期間に含む。）
- (2) 後片付け期間（施工を完了した日の翌日から工事完了日までの期間）
- (3) 夏季休暇（3日間）
- (4) 年末年始休暇（6日間）
- (5) 工場製作のみを実施している期間
- (6) 工事全体を一時中止している期間
- (7) 発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間（施工条件や地元条件、災害対応等、請負者の責によらず週6日以上現場作業を余儀なくされる期間）

(取組内容)

第5条 取組内容は、次のとおりとする。

- (1) 発注者は、特記仕様書において、本要領の対象工事であるか否かを明示する。

- (2) 発注者は、対象工事の当初設計において、4週8休以上の達成を前提とした経費の補正を行うとともに、変更設計時に休工状況の適用区分に応じて補正率を変更するものとする。
- (3) 請負者は、週休2日の取得計画が分かるように計画表を作成の上、工事打合簿により監督員に提出するものとする。その際、併せて非対象期間を明示するものとし、監督員は、これを確認する。
(参考1)
- (4) 請負者は、施工完了後に、工事打合簿により実施状況をカレンダー形式にて提出するものとし、監督員は、これを確認する。(参考2,3)

(工事成績評定)

第6条 本要領の対象工事における工事成績評定については、対象期間(第3条第2項)の全日数に対する休日数の割合(以下「取得率」という。)が、28.5%(8/28)以上の場合、工事成績評定表の「工程管理」において評価する。

(週休2日の取得に要する費用の計上)

第7条 本要領の対象工事における経費の補正については、次のとおりとする。

(1) 取得状況の適用区分

取得率	取得状況の適用区分
28.5%以上の場合	4週8休以上
25.0%以上28.5%未満の場合	4週7休以上4週8休未満
21.4%以上25.0%未満の場合	4週6休以上4週7休未満
21.4%未満の場合	4週6休未満

(2) 補正率

それぞれの経費に次表の補正係数を乗じるものとする。なお、現場作業を伴わない工場製作に係る費用及び測量や調査・設計など外注が想定される業務の労務費については、補正の対象としない。

取得状況の適用区分	4週8休以上	4週7休以上 4週8休未満	4週6休以上 4週7休未満	4週6休未満
労務費	1.05	1.03	1.01	1.00
機械経費(賃料)	1.04	1.03	1.01	1.00
共通仮設費率	1.04	1.03	1.02	1.00
現場管理費率	1.06	1.04	1.03	1.00

※市場単価の補正対象及び補正係数は別紙1による

※労務費や機械経費が区分できない見積及び歩掛見積等は、補正の対象としない

(3) 補正方法

取得率を確認後、最終変更設計時に取得状況の適用区分に応じて各経費を補正し、変更契約するものとする。

附 則

この要領は、令和6年4月1日から施行する。

市場単価の補正係数

名 称	区 分	補正係数		
		4週8休以上	4週7休以上 4週8休未満	4週6休以上 4週7休未満
鉄筋工		1.05	1.03	1.01
ガス圧接工		1.04	1.02	1.01
インターロッキングブロック工	設置	1.02	1.01	1.00
	撤去	1.05	1.03	1.01
防護柵設置工（ガードレール）	設置	1.01	1.01	1.00
	撤去	1.05	1.03	1.01
防護柵設置工（ガードパイプ）	設置	1.01	1.01	1.00
	撤去	1.05	1.03	1.01
防護柵設置工 （横断・転落防止柵）	設置	1.04	1.03	1.01
	撤去	1.05	1.03	1.01
防護柵設置工（落石防護柵）		1.02	1.01	1.00
防護柵設置工（落石防止網）		1.03	1.02	1.01
道路標識設置工	設置	1.01	1.01	1.00
	撤去・移設	1.04	1.03	1.01
道路付属物設置工	設置	1.02	1.01	1.00
	撤去	1.05	1.03	1.01
法面工		1.02	1.01	1.00
吹付砕工		1.03	1.02	1.01
鉄筋挿入工（ロックボルト工）		1.03	1.02	1.01
道路植栽工	植樹	1.05	1.03	1.01
	剪定	1.05	1.03	1.01
公園植栽工		1.05	1.03	1.01
橋梁用伸縮継手装置設置工		1.02	1.01	1.00
橋梁用埋設型伸縮継手装置設置工		1.04	1.02	1.01
橋面防水工		1.02	1.01	1.00
薄層カラー舗装工		1.01	1.00	1.00
グルーピング工		1.01	1.01	1.00
軟弱地盤処理工		1.02	1.01	1.00
コンクリート表面処理工 （ウォータージェット工）		1.01	1.01	1.00

下水道用設計標準歩掛における市場単価

名 称	区 分	補正係数		
		4週8休以上	4週7休以上 4週8休未満	4週6休以上 4週7休未満
硬質塩化ビニル管設置工		1.03	1.02	1.01
リブ付硬質塩化ビニル管設置工		1.03	1.02	1.01
砂基礎工	人力施工	1.05	1.03	1.01
	機械施工	1.05	1.03	1.01
碎石基礎工	人力施工	1.05	1.03	1.01
	機械施工	1.05	1.03	1.01
組立マンホール設置工		1.05	1.03	1.01
小型マンホール工		1.01	1.00	1.00
取付管およびます設置工	ます設置工	1.01	1.01	1.00
	取付管布設 及び支管取付工	1.02	1.01	1.00

